

船舶事故調査報告書

令和2年11月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年5月8日 13時20分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市江崎西方沖 江崎灯台から真方位271° 4.4海里付近 (概位 北緯34° 36.5′ 東経134° 54.3′)
事故の概要	遊漁船 ^{サキマル} SAKIMARUは、西進中、また、プレジャーボート ^{せんづる} 千鶴丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和2年5月13日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 遊漁船 SAKIMARU、4.8トン 240-56097兵庫、ツチセー株式会社 B プレジャーボート 千鶴丸、5トン未満（長さ6.27m） 280-23130兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 船首部船底外板に擦過傷 B 左舷船尾部外板の亀裂等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮流 東流約4ノット
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、釣りのポイントを移動する目的で、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、魚群探知機で魚影を探しながら、船首浮上により正船首方に左右約35度ずつの死角を生じた状態で西進していたところ、船首死角に入っていたB船と衝突した。 船長Aは、西進する際、船首方を目視で確認したが、他船を見掛けなかったため、船首方に他船はいないと思い込み、船首を左右に振って死角を補う見張りを行ったり、レーダー映像を確認したりしなかった。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を南方に向けて漂泊し、右舷方を向いて釣りを行っていたところ、エンジン音を聞いて左舷方にB船に向かって航行するA船を認めたが、これまでも他船が漂泊中のB船を避けていたので、A船もB船を避けてくれると思い、漂泊を続けていたところ、A船がそのまま接近し、衝突の危険を感じてA船に向かって手を振り、大声を上げたものの、A船と衝突した。
分析	A船は、船首死角が生じている状態で西進中、船長Aが、船首方に

	<p>他船はいないと思い、魚群探知機で魚影を探しながら航行を続けたことから、船首方の死角に入っていたB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が船首死角が生じている状態で西進中、B船が漂泊中、船長Aが、船首方に他船はいないと思い、魚群探知機で魚影を探しながら航行を続け、また、船長Bが、B船に向かって航行するA船を認めた際、A船が漂泊中のB船を避けてくれると思い、漂泊を続けたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中、船首方に死角が生じる小型船舶では、船首方に他船がないと思い込まず、船首を左右に振って死角を補う見張りを行うこと。 ・レーダーを装備する小型船舶では、目視に加えてレーダーを有効活用して見張りを行うこと。 ・漂泊中、自船に向かって航行する他船を認めた場合、他船が避けてくれると思わず、十分に余裕のある時機に注意喚起を行ったり、機関を使用したりして衝突を避ける動作をとること。 ・航行中、船首方に生じる死角が大きくなる船舶では、トリムタブを設置して船首浮上を抑制したり、船首部に監視カメラを設置して死角を補ったりすることが望ましい。